

## 第27節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画

災害のため住宅に被害を受けた者で、自らの資力では住宅の確保ができない者及び応急修理をすることができない者等に対する応急仮設住宅の建設及び応急修理については、本計画の定めるところによるものとする。

### 第1 実施責任者

- (1) 被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、市町村長が実施するものとする。
- (2) 災害救助法が適用された場合は知事（権限を委任された場合は市町村長）が行うものとする。

〔 主な実施機関  
市町村，県（管財課，保健福祉政策課，住宅課，営繕課） 〕

### 第2 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

- (1) 災害のため住宅が滅失又は半壊（半焼）した被害者のうち、自らの資力で住宅を確保，又は修理できない者に対し，一時的な居住の安定を図ることを目的とする。

#### (2) 応急仮設住宅

##### ア 建設用地

県は、応急仮設住宅の建設用地を災害時の状況により、次のうちから選定する。

また、激甚な大規模災害時でも迅速かつ適切に建設用地の選定を行うため、あらかじめ建設予定地のリストを作成し、建設可能戸数等の状況を把握するものとする。

##### (ア) 被災者所有の土地

- (イ) 被災者の親類，知人等から提供された土地
- (ウ) 国，県，市町村等公共機関の所有地で，住宅建設に適当な土地
- (エ) その他

##### イ 災害救助法適用時の基準

##### (ア) 収容の対象

住宅が全壊（焼）又は流失した世帯であって、居住する住宅がないもの  
自らの資力では住宅を建築することのできない世帯

##### (イ) 住宅の種類

一般向け  
高齢者，身体障害者向け

##### (ウ) 建設の時期

地震災害が発生した日から20日以内に着工

##### (エ) 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。

- (3) 応急仮設住宅のためのライフラインの整備は、知事の委任により市町村長が行う。

#### (4) 建設に係る協力体制

県は、「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき、社団法人プレハブ建築協会に協力を要請することができる。

(注) 「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」を別冊資料編に添付

#### (5) 災害救助法適用時の住宅の応急修理の基準

##### ア 対象者

住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理することができない世帯。

##### イ 期間

災害発生の日から1か月以内

##### ウ 範囲

居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分

#### 第3 住宅の建設及び修理資材の確保

住宅の建設及び修理のための資材は、原則として請負業者が確保するものとするが、災害時における混乱等により確保することができないときは、県又は市町村が確保について斡旋を行うものとする。

(注) 木材保有数を別冊資料編に添付

#### 第4 労務及び資材の提供に関する協力体制

市町村は、労務及び資材の提供に関し、あらかじめ関係団体との協力体制を整えておくものとする。

#### 第5 野外収容施設の設置

野外収容施設の設置は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するため、付近に適切な収容施設があっても被害者の全員を収容し得ないときは、必要に応じ臨時に付近の適当な場所にテントその他野外収容施設を設置するものとする。

#### 第6 公営住宅及び民間賃貸住宅の空き住宅の確保

県及び市町村は応急仮設住宅のほか、災害のため住宅を失った世帯に対し、公営住宅の空き住宅への優先入居等の措置を講ずるとともに、(社)徳島県宅地建物取引業協会に対し民間賃貸住宅の空き住宅への入居斡旋を依頼する等、住宅の確保に努めるものとする。